

# 意見書

月 日に発症し療養中の下記疾患について、現在軽快し他児への感染のおそれはないと思われますので、月 日から登園してよいことを証明します。

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準(学校保健法施行令及び施行規則による) ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 ※発症日を0日目と数える。
	インフルエンザ	発症した翌日から5日間、かつ、解熱した翌日から3日間
	麻疹(はしか)	解熱した翌日から3日間
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した翌日から5日間、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
	結核	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	アデノウイルス感染症 (咽頭結膜熱等)	主要症状が消退した後2日間
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで

生活での注意事項( )

園児氏名 \_\_\_\_\_

受診日 / 令和 年 月 日

医療機関名

医師名

## 登園届 (保護者記入)

月 日に発症し療養中の下記疾患について、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、月 日から登園いたします。

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす(学校保健法施行令及び施行規則による) ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。 ※内服開始した日、疾患を発症した日を0日目と数える。
	溶連菌感染症	抗生剤の内服を開始した翌々日から登園可能
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	最後の嘔吐の翌々日から、かつ、便回数が通常に戻った翌々日から登園可能
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快していること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が回復していること
	手足口病	発症の翌日から3日間自宅療養とし、かつ解熱した翌々日以降で普段どおりの食事ができれば登園可能
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	咳などの呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	突発性発疹	解熱し、全身状態が回復していること
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登園可能。覆えない場合は痂皮が脱落していること

場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	伝染性軟属腫(水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆すること
	頭じらみ	駆除を開始していること

生活での注意事項( )

受診日 / 令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

園児氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_